



1秒争う救急車 あなたも1秒考えて ~救急車の適正利用にご協力を~

消防だより

有田川町消防本部 052-5950
吉備金屋消防署 052-5950
清水消防署 025-1243

今年の出動など(累計)

火災.....5件
救急.....359件
救助.....4件
(平成28年3月31日現在)

消防署消防団合同 林野火災想定訓練

春の全国火災予防運動の一環として、各消防署が地元消防団と合同で林野火災想定訓練を実施しました。

吉備金屋消防署

3月6日(日)金屋支団第5分団と中峯地内の山林で、火災が発生し延焼拡大しているとの想定で、消防隊員と消防団員が連携して、山中の道約500mを中継送水しながら長距離放水訓練を実施しました。

清水消防署

3月13日(日)清水支団第3分団と大蔵地内の山林で、火災が発生し延焼拡大しているとの想定で、消防隊員と消防団員が連携して、山中の道約800mを中継送水しながら長距離放水訓練を実施しました。



火災想定訓練の様子

両訓練ともに、参加した消防隊員と消防団員は、ポンプの操作、ホース延長、放水など実火災さながらの雰囲気の中、迅速に消火活動を行いました。
林野でのたばこの後始末やたき火には十分注意してください。

住宅用火災警報器を 設置していますか？

住宅用火災警報器は、火災の発生を素早く知ることや、火災による逃げ遅れを防ぐために必要なものです。それに伴い、各寝室、階段(寝室が2階以上にある場合)に住宅用火災警報器を取り付けることが義務付けられています。

また、総務省消防庁のデータ(平成24年~平成26年)では、住宅用火災警報器を設置していない場合に比べて設置している場合の方が、火災発生時の死亡や損失の拡大リスクが大幅に減少しています。
火災による死者の内7割は逃げ遅れによるもので、半数以上が高齢者です。火災から身を守るために住宅用火災警報器を設置していない方は早期に設置してください。

設置されている方はもう一度正しい場所に設置されているかご確

住宅用火災警報器を設置しましょう！



● 取り付けが義務付けられている所
● 取り付けをおすすめする所

住宅用火災警報器は全ての寝室と寝室のある階の階段に設置して下さい。また台所にも設置することをお勧めします。今一度確認して下さい。

10年を経過した警報器は本体ごと取替えましょう。



10年たったら、とりカエル。お宅の火災警報器の話です。

有田川町消防本部・消防団・防火委員会

認ください。
◎10年を経過した住宅用火災警報器は機器本体の故障もあるため、電池交換ではなく、本体ごと取り替えましょう。

10年たったらとりカエル！



住宅用火災警報器は、10年を目安に交換をおすすめします！



あなたの命と財産を守るため 付いていますか？ 住宅用火災警報器

「法律で全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられています。」